

# ヨコハマ・グッズ マーク使用規定 2012

制定 2008年7月

改定 2009年7月

2009年9月

2010年12月

2012年8月

一般社団法人 YOKOHAMA GOODS 001

## 1 目的

本規定は、一般社団法人 YOKOHAMA GOODS 001(以下、当法人)が認定した「ヨコハマ・グッズ 横濱 001 認定基準項目」を満たしていることを示す「ヨコハマ・グッズロゴマーク(以下、ロゴマーク)」の使用に関する規定である。

本規定を正しく運用することにより、「ヨコハマ・グッズ」を健全に普及・育成し横濱ブランドの質的向上を目的とする。

## 2 使用範囲

ロゴマークの使用範囲は、「ヨコハマ・グッズ 横濱 001 認定基準項目」を満たしている対象製品および対象製品の本体、パッケージ、カタログ、プライスカード、広告印刷物及びこれらに類するものを対象とする。

ロゴマークを商品に掲示しない場合は、プライスカード、カタログ、HP 等に何らかのヨコハマ・グッズ認定商品であることを表記しなければならない。

## 3 ロゴマークの使用資格

ヨコハマ・グッズロゴマークは、「ヨコハマ・グッズ 横濱 001 認定審査会」合格企業の認定商品に対してのみ、ロゴマークの使用を許諾することができる。「ヨコハマ・グッズ 横濱 001 認定審査会」合格通知を受けた企業は、ロゴマークの使用を許諾されたものとする。

尚、使用を許諾された企業は、ロゴマークを使用するに当たって、ロゴ使用する対象製品のカタログ、マニュアル、パッケージ、広告物及びこれらに類するものへのロゴマーク使用内容、使用開始時期を事前に当法人へ通知しなければならない。

## 4 使用規定違反の取り扱い

①ロゴマークを使用した製品が「ヨコハマ・グッズ 横濱 001 認定審査基準」を満たしていないことが判明した場合、当該ロゴマーク使用企業は、直ちにロゴマークの使用を停止し

なければならない。

②ロゴマークを表示した製品が、「ヨコハマ・グッズ 横濱 001 認定審査基準」を満たしていないことが判明したにもかかわらず、前項の処置を取らない場合、当法人は、当該ロゴマーク使用企業に対し、その使用資格を剥奪することができる。

③上記によって生じる経費は、該当企業が全て負担するものとする。

## 5 使用資格の消滅について

①「ヨコハマ・グッズ 横濱 001 認定審査基準」により、ロゴマークの使用期限は原則二年間とする。ただし、在庫調整、特別に許可等の事由により販売を継続する場合、申請により一定期間継続販売することはこの限りではない。

②特別賞を受賞したヨコハマ・グッズは、受賞期を明確にすることでロゴマーク及び受賞内容表記を継続的に使用することができる。

## 6 ロゴマークに付随する文言

① ロゴマークをカタログ等に使用する場合は、次の文言を付記することが望ましい。

『本製品は、ヨコハマ・グッズの審査基準(第XX期)を満たしています。詳細はWebサイト <http://www.yokohamagoods001.org>』をご覧ください』

尚、一つのカatalog等に、旧認定と新認定に合格した製品を掲載する場合、該当期と対象商品を明確にすること。(例：横濱煉瓦 第 13.14 期認定)

②上記①に掲げる文言は、必ずロゴマークに付随しなくてはならないが、必ずしもロゴマークに隣接して記載する必要はない。

広告印刷物等において表記する場合は、当法人事務局の許諾が必要である。

③上記①以外の文言をキャプションとしてロゴマークに隣接して記載してはならない。

## 7.ヨコハマ・グッズ 001 に関する文言

ロゴマークを使用する際、「ヨコハマ・グッズとは」という説明を加える場合、下記の文言を付記することが望ましい。

また、内容を編集し表記する場合は、当法人事務局の許諾が必要である。

☆ワンキャッチフレーズの場合は下記のフレーズを編集またはそのまま使用してください。

「ヨコハマ・グッズ 001 とは」 または「横濱 001 とは」

「二年に一度のコンテスト 横浜が選んだ横濱ブランド」

「二年に一度の審査会で認定された 横濱ブランドの総称です」

「オンリーワンを目指す横濱ブランドの総称です」

「1989年に始まった地域ブランド認定商品の総称です」

## 詳細説明

「ヨコハマ・グッズ 001(ゼロゼロワン)」は、1989年市政100周年を記念し開催された横浜博覧会(YES89)を契機にスタートした地域ブランド育成事業です。

開港・開国以来続く横浜の持つ“先進の息吹”と“ものづくりの意欲”を大切に、個性ある横濱発のオンリーワン商品を目指す意味をこめ『001』としました。横浜を記憶していただく良質商品を提供していくことを通じてシティセールスを支えていくことが、本事業の目的です。

新商品から息の長い定番商品まで、二年に一度の審査会によって認定されます。時々の流行に左右されず、ヨコハマライフスタイルにマッチし、ギフト・お土産ともなる良質商品を審査し認定しています。それぞれに「横浜ものづくり」の精神 クラフツマンシップがこめられています。是非ご愛用ください。

## ☆使用細則

### 1.最小使用サイズ

最小(上下10mm×左右13mm)のものを限度として、このサイズ未満の縮小使用は原則認められません。

### 2.単色使用の場合

ロゴマークを単色で使用する場合、見本または、デザインを事務局に提出し確認をとってください。

以上

ロゴに関する問合せ先

横浜市中区住吉町3-30 タナカビル2F

045-222-3701

一般社団法人 YOKOHAMA GOODS 001